

令和4年8月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月25日(木) 午後2時00分～午後3時00分

2. 開催場所 三芳町役場 301会議室

3. 出席委員 12人

会長	鈴木 浩
会長職務代理	島田 正
委員	松本 薫
	武田 直章
	瀬島 吉明
	塩野 智恵
	山田 剛
	古寺 貞雄
	早川 忠男
	長谷川 清行
	松本 英雄
	鈴木 浩之

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第71号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件

議案第72号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

議案第73号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件

報告第65号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦 康晴 事務局次長 小林 豊明

主査 田島 克章 主事 清水 大輝 主事補 館内 敢

6. 会議の概要

会長	<p>それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。</p> <p>本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員には、武田 直章委員、瀬島 吉明委員を選任します。</p> <p>本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の館内主事補を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明をお願いします。</p>
事務局	<p>説明いたします。</p> <p>議案第71号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件、別紙のとおり</p> <p>議案第72号、1、農地法第4条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり</p> <p>議案第73号、1、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件、別紙のとおり</p> <p>報告第65号、1、農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)、別紙のとおり</p> <p>令和4年8月25日提出 三芳町農業委員会 会長 鈴木 浩 以上でございます。</p>
会長	<p>議案第71号番号1から番号3については借人が同一のため、事務局より一括で説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>番号1につきましては、所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の2筆となります。</p> <p>所在につきましては、2ページから3ページの案内図、公図の写しをご覧ください。登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。</p> <p>面積は上から 613 m²、567 m²で、計 1,180 m²であり、権利が使用貸借権の設定です。</p>

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和4年9月1日から令和5年8月31日までの1年間となります。
なお、継続の利用権設定となります。

番号2につきましては、
所在が〇〇〇〇の1筆となります。
所在につきましては、4ページから5ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は1,579㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和4年9月1日から令和5年8月31日までの1年間となります。
なお、継続の利用権設定となります。

番号3につきましては、
所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の2筆となります。
所在につきましては、6ページから8ページの案内図、公図の写しをご覧ください。登記簿地目、現況地目ともに畑です。

この土地につきましては市街化区域と市街化調整区域に分かれております。

〇〇〇〇は市街化区域です。〇〇〇〇は市街化調整区域です。

市街化調整区域の方は、農振農用地となっております。

なお、議案書の地番の表記につきましては、以前の総会でお話しさせていただいた通り、区分わけしている地番につきましては、本来の地番の後にハイフンを入れ、区分番号を入れることで同一地番中を分けておりますので、ご理解ください。

面積は上から10㎡、2,116㎡で、計2,126㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和4年9月1日から令和5年8月31日までの1年間となります。
なお、継続の利用権設定となります。

次に申請書に基づいて借人についてご説明します。

機械は、トラクター1台、トラック1台、耕耘機3台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め2名となっています。主たる経営作物は、水菜となります。

農作業従事日数については、申請者は320日で他に1名が満たしています。事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員 ○○○○さんは、以前から今回申請が出ている農地について、貸借が継続されており、毎年申請が出ております。主な経営作物は、水菜であり、当該地は大変きれいに管理されております。

例年でしたら、今回申請が出ている土地でも水菜の作付けが始まっているところではありますが、今回は、自分の所有地で水菜の作付けが始まっております。そのため、引き続き同じような管理がされると思います。借人には留守で直接会えなかったですけども、日頃から家族で一生懸命やっておりますので、申請のとおり農地として利用されることが間違いないと考えられますが、慎重な審議のほどお願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、決定とします。

議案第72号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。

9ページをご覧ください。

議案第72号番号1は農地法第4条の規定による農地転用許可申請になります。

所在が○○○○、同じく○○○○の2筆となります。

所在につきましては、10ページから11ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

番号1につきましては、

面積が上から188㎡、1,114㎡で、計1,302㎡となっております。

申請人が○○○○、○○○○となっております。

申請事由は駐車場(一時転用)となっております。

詳しい土地の選定理由ですが、秋のサツマイモの時期に多くの方が芋掘りに来る

ことで近くの県道が渋滞してしまい、近隣に迷惑をかけてしまう恐れがあるというところで、一時的に畑を駐車場として転用したいとのこと。使用期間は令和4年9月16日から令和4年12月31日までとなっております。

配置図につきましては、12ページをご覧ください。

続きまして、13ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。

こちら立地基準につきましては、農地区分は〇〇〇〇は農振農用地、〇〇〇〇は第1種農地となります。

農振農用地と第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、許可相当とする理由としまして、不許可の例外規定である、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められる、という規定がございますので、本件はこれに該当するため許可見込みがあると考えております。

また、一般基準についてご説明いたします。

資力および信用についてや申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、添付の資料から支障がないと考えております。

次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。

事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

4番委員

所有者である〇〇〇〇さんは毎年この農地転用の申請をしております。

〇〇〇〇さんの農地では、非常に多くのお客さんが、芋掘りを体験するということが訪れております。

また交差点に近いということもあって交通誘導員の動員もなされております。

今回の申請地は、若干交差点から離れたところにあるのですが、そのような土地を駐車場として利用するということができた。

昨日現地を確認しましたが、申請地は農地に隣接しており、芋掘りを体験するには非常によい土地だと思います。

また現況は耕耘がなされている土地であることも確認しておりますが、慎重な審議のほどお願いいたします。

会長

何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、許可相当とします。

議案第 73号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。

14 ページをご覧ください。

議案第 73号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件となります。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇の計 1 筆となっております。

所在につきましては、15 ページ、16 ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、市街化区域となっております。

面積が 441 m²となっております。

被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

となっております。

納税猶予区分は、相続税で、相続開始年月日は令和3年11月8日となっております。

被相続人は、亡くなる日まで農業を営んでおり、相続人は、引き続き農業経営を行っていくことを確認しており、申請書や台帳、現地確認の結果、要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

13 番委員

〇〇〇〇さんは、家族と一緒に一生懸命農業に従事しており、主にスーパーの直売コーナーに出荷しております。先日〇〇〇〇委員と現地で話を聞いてきました。当該地にピーマン、ナス、ズッキーニ、バジルが作付けされていることを報告します。

以上のようなことを考えますと、納税猶予の適格者として問題ないと思いますが、慎重な審議のほどお願いいたします。

会長

何か意見ございませんか。

1 番委員

〇〇〇〇さんの所有農地はどれくらいか

事務局

〇〇〇〇さんの世帯全員で、筆数30筆、24,850.30m²となります。

今回の相続の対象となっております〇〇〇〇さん所有農地は、今回の申請地の441m²のみとなります。

会長	他に何か意見ございませんか。
4 番委員	2 人の続柄はどうなっているのか。
事務局	〇〇〇〇さんのお孫さんが〇〇〇〇さんです。
会長	〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは養子縁組をしております。
4 番委員	わかりました。
会長	他に何か意見ございませんか。
9 番委員	子どもというのは〇〇〇〇さんの子どもですか。 〇〇〇〇さんには、子どもはいるんですか。
会長	被相続人からみると実質の孫は〇〇〇〇さんで〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは 養子縁組しています。 〇〇〇〇さんの直接の子は、〇〇〇〇さんです。
9 番委員	〇〇〇〇さんは、現役で一生懸命やっているが、それを 1 代飛ばすということ ですか。
会長	はい。そうです。
9 番委員	わかりました。
会長	他に何か意見ございませんか。 異議なしの声のでましたので、適格者とします。 これよりは報告案件となりますが、報告第65 号番号1について推進委員の〇〇〇 〇委員が当事者になりますので、一時退席をお願いいたします。 それでは、報告第65号番号1について、事務局より説明お願いします。

事務局

17 ページをご覧ください。

報告第 65 号番号1は、農地法第5条の規定による届出書受理の件となっております。

番号1につきましては、

権利が所有権移転となっております。

所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。

所在につきましては、18 ページから 19 ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となります。

面積が 3,056 m²となっております。

譲渡人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

譲受人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、住宅用地として受理済みです。

なお、詳しい土地利用計画につきましては、20ページから21ページの土地利用計画図をご覧ください。

会長

報告第65号番号1について事務局より報告が終了しました。〇〇〇〇推進委員に席の方にお戻りいただきます。事務局より〇〇〇〇推進委員にお伝えください。

それでは、報告第65号番号2以降の報告について事務局より報告をお願いします。

事務局

17ページをご覧ください。

報告第 65 号番号2は、農地法第5条の規定による届出書受理の件となっております。

番号2につきましては、

権利が所有権移転となっております。

所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。

所在につきましては、22 ページから 23 ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となります。

面積が 104 m²となっております。

譲渡人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

譲受人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、住宅用地として受理済みです。
なお、詳しい土地利用計画につきましては、24ページから25ページの土地利用
計画図をご覧ください。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。
最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。議案の議
決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和4年9月26日

議長 鈴木 浩

署名委員 武田 直章

署名委員 瀬島 吉明